

国民の申請権を侵害し、餓死や孤独死をうみだす 生活保護法「改正」案の廃案を求めます

御中

政府は5月17日に生活保護法「改正」案を国会に上程しました。

「改正」案は、これまで違法とされてきた申請を拒否する「水際作戦」を合法化・法制化し、保護の要件ではない扶養義務者の扶養を事実上保護の要件とするものです。申請を抑制して国民の保護請求権、生存権を否定し、現行生活保護法の根幹を前近代的内容に改悪するもので、断じて認めることはできません。

現行の生活保護法は、申請は、書面によることを要件としておらず、保護の要否を判定するのに必要な書類の提出を義務付けていません。それは、国民に保護請求権を認めているからです。「改正」案は、申請を書面としたうえで、資産および収入、家賃など、保護の要否判定に必要な書類の提出を申請の要件化しています。これは、少なくない福祉事務所の窓口でおこなわれている、申請意思を表明しても申請書を渡さず、申請時に必要のない書類の提出を求めて申請権を侵害する「水際作戦」を合法化・法制化するものです。

さらに、現行保護法は、扶養義務者による扶養を保護に優先するものとしていますが、保護の要件とはしていません。「改正」案は、扶養義務者に収入や資産の報告を求めたり、扶養できない場合の説明責任を課すものになっています。事実上の扶養の要件化です。

このことは、要保護者の申請意思を委縮させることになり、貧困を深刻にし、餓死や孤独死を誘発するものです。

国民の生存権を守るために、生活保護法「改正」案を直ちに廃案にするよう要請します。

団体名（氏名）

代 表 者 名

住 所

連 絡 先

2013 年 月 日